

○在宅重度心身障害者手当支給条例

昭和54年9月21日

条例第18号

改正 昭和55年12月19日条例第27号

昭和61年3月20日条例第15号

平成11年3月26日条例第7号

平成17年12月8日条例第29号

平成19年6月6日条例第5号

平成21年9月4日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、越生町に居住する在宅重度心身障害者（以下「障害者」という。）に在宅重度心身障害者手当（以下「手当」という。）を支給することにより、これらの者の経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この条例で「障害者」とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第26条の2第1号及び第2号に規定する施設並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条第9号に規定する施設に収容されていないものであつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による、身体障害者手帳の交付を受けている者であつて、当該障害の程度が1級又は2級に該当するもの
- (2) 療育手帳制度（埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号））による療育手帳の交付を受けている者であつて、当該障害の程度が（A）又はAに該当するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であつて、当該障害の程度が1級に該当するもの
- (4) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が、障害の程度について最重度又は重度と判定した者
- (5) 前4号に掲げる者に相当すると町長が認めたもの
- (6) 超重症心身障害児（別表）と町長が認めた者
- (7) 前各号に掲げる者のほか特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障害の状

態にあると町長が認めたもの
(受給資格等)

第3条 越生町に住所を有し、前条に該当する者は、この条例の定めるところにより、手当を受けることができる。

2 手当を受けようとする者は、規則で定める申請書を町長に提出し、受給、資格の認定を受けなければならない。

3 町長は、前項の認定をしたときは、規則で定める通知書により、当該申請者にその結果を通知しなければならない。

(受給資格の喪失)

第4条 前条の認定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、手当の受給資格を失う。

(1) 越生町に住所を有しなくなつたとき

(2) 第2条の規定に該当しなくなつたとき

(3) 死亡したとき

2 受給者は、前項第1号及び第2号に該当することとなつたときは、すみやかに規則で定める届書を町長に提出しなければならない。

(手当の額等)

第5条 手当の額は、障害者1人につき月額5,000円とする。

2 1人の障害者が、第2条の各号ともに該当する重複障害の場合においては、どちらかの一方を認定し、手当を重複して支給することはできない。

(支給期間)

第6条 手当の支給は、申請日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から受給資格を失った日の属する月までとする。

(支給制限)

第7条 町長は、前年の所得により、住民税が課税されている者には、手当を支給しない。

2 法第17条の規定に基づく障害児福祉手当、法第26条の2の規定に基づく特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定に基づく福祉手当の支給を受けている者には、手当を支給しない。ただし、超重症心身障害児は除く。

3 65歳以上の者には、手当を支給しない。ただし、以下に該当する場合はこの限りでない。

(1) 65歳に達する日の前日において、この手当の受給資格を取得している場合

(2) 平成21年12月31日時点において既にこの手当の受給資格を

取得している場合

(3) 65歳に達する日の前日又は平成21年12月31日時点において前2項の事由により支給を制限されていた者が、当該事由に該当しなくなった場合

4 町長は、受給者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(不正利得の返還)

第8条 偽りその他不正の手段により、手当の支給を受けた者がいるときは、町長は、受給額に相当する金額をその者から返還させることができる。

(受診命令)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、受給者に対して、障害の程度について判定を受けるよう命ずることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について、必要な事項は規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和54年10月1日から適用する。
- 2 在宅重度心身障害児手当支給条例（昭和47年越生町条例第14号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による受給者は、その氏名を障害者本人に改めることにより、この条例の規定による受給者とみなす。

附 則（昭和55年条例第27号）

この条例は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第15号）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日において現に改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「旧法」という。）第17条に規定する福祉手当の支給要件に該当している者であつて、旧法第19条の認定を受け、又は同条の認定の請求をしているもののうち、手当の支給要件に該当している者が昭和61年4月30日までに第3条第2項の申請書を提出し、受給資格の認定を受けた場合には、第6条の規定にかかわらず、同月から手当を支給する。

附 則（平成11年条例第7号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第29号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の在宅重度心身障害者手当支給条例の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年条例第19号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

別表

「超重症心身障害児」とは、重症心身障害児（※）のうち、人工呼吸器管理等が必要となる障害児で、具体的には以下のスコア表の合計スコアが25点以上の障害児とする。

	項目	点数	備考
呼吸管理	1 レスピレーター管理	10点	毎日6時間以上 一日6時間以上
	2 気管内挿管・気管切開	8点	
	3 酸素療法	5点	
	4 1回/時間以上頻回の吸引	8点	
	5 6回/日以上頻回の吸引	3点	
	6 ネブライザー常時使用 同 3回以上/日使用	5点 3点	
食事機能	1 IVH（中心静脈栄養法）*	10点	栄養摂取の目的 胃・腸ろう含む 週単位
	2 経管・経口全介助	5点	
	3 抑制できないコーヒー様の嘔吐	5点	
補足	1 体位変換6回/日以上	3点	毎日 3回/日以上で、興奮や多動のための使用は含まず
	2 定期導尿	5点	
	人工肛門	5点	
	3 過緊張により臨時薬	3点	
	4 血液透析	10点	

* 主に鎖骨下の大静脈に留置カテーテルを挿入して、高カロリー輸液で栄養補給する術式のこと。

※ 重症心身障害児とは、以下の（1）に該当し、かつ（2）又は（3）に該当する20歳未満の者とする。

（1） 肢体不自由に係る障害の程度が身体障害者手帳1級又は2級に該当する者

（2） 療育手帳の等級が（A）又はAに該当する者

(3) 障害の程度が最重度又は重度であると児童相談所の長又は知的障害者更正相談所の長が判定した者